

佐賀県東部地区ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する覚書

鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町（以下「関係市町」という。）は、佐賀県東部地区ごみ処理施設（以下「施設」という。）の建設及び管理運営を共同で行うにあたり次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、関係市町で計画している施設の建設及び管理運営にあたり、必要事項を定めることを目的とする。

（建設地）

第2条 施設は、鳥栖市真木町地内の旧ごみ焼却施設跡地ほか4.2haに建設する。

（建設する施設）

第3条 建設する施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び管理棟などの付帯施設とし、環境に十分配慮した最新の施設を設置し、周辺住民にとって安全で安心な環境を確保できる施設とする。

2 前項の施設の稼働目標は、平成36年4月を目途とする。

（建設費の負担等）

第4条 建設に要する費用は、均等割10%及び人口割90%の割合をもって、関係市町が負担するものとする。なお、負担割合の算出に必要な人口の基準は、最近の国勢調査人口とする。

（管理運営費の負担）

第5条 管理運営に要する費用は、均等割10%及び排出割90%の割合をもって、関係市町が負担するものとする。

（建設協力金の負担）

第6条 施設の建設に伴い、鳥栖市を除く関係市町は、鳥栖市に対して建設協力金として11億5千万円を支払うものとする。なお、負担割合については、第4条の負担割合をもって鳥栖市を除く関係市町が負担するものとする。

2 前項の建設協力金の支払方法は、平成30年度より3年間で年額1億円とし、残額を平成33年度より15年間で支払うものとする。

（運営体制）

第7条 関係市町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づき一部事務組合設立時期の目標を平成30年1月とし、次期施設の建設及び管理運営にあたるものとする。

（その他）

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義が生じたときは、関係市町協議のうえ定めるものとする。

この覚書を締結した証として、本書5通を作成し、関係市町記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月27日

関係市町

鳥栖市長

橋本 康志 

神埼市長

松本 茂幸 

吉野ヶ里町長

多良 正祐 

上峰町長

武廣 勇平 

みやき町長

米守 伸之 